

# 青森県報

第二百九十三号

令和三年  
四月七日  
(水曜日)

## 目次

### 告示

- 家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……一
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(下北地域民局) ……一

### 公告

- 高速液体クロマトグラフ/タンデム型四重極質量分析計の賃借契約に係る一般競争入札……………(保健衛生課) ……二
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……三
- 右……………(同) ……五
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……六
- 右……………(同) ……六
- 右……………(同) ……七
- 右……………(同) ……七
- 都市計画事業の認可……………(道路課) ……七

## 告

## 示

### 青森県告示第二百九十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年四月七日

青森県知事 三村申吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨーネ病	牛	患者	一	上北郡七戸町	令和三年四月三・三・五

### 青森県告示第二百九十四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和三年四月七日

青森県知事 三村申吾

加入区 の名称	届出事項	期間	場所
白糠	下北郡東通村大字白糠字浜通四〇 伊勢田 賢太郎 下北郡東通村大字白糠字赤平三一八 沢田 吉司 下北郡東通村大字白糠字鳥ノ沢三の二 伊勢田 啓二	令和三年四月七日から同月二十一日まで	白糠漁業協同組合
小田野	下北郡東通村大字小田野沢字畑浦二一 川村 敏博 下北郡東通村大字小田野沢字中川目五五の四〇三 二本柳 勝 下北郡東通村大字小田野沢字浜通五七 二本柳 高男	〃	小田野沢漁業協同組合

## 公 告

高速液体クロマトグラフ／タンデム型四重極質量分析計の賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和三年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

## 一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の賃貸借

## 1 賃貸借物品

高速液体クロマトグラフ／タンデム型四重極質量分析計

## 2 物品の規格等

高速液体クロマトグラフ／タンデム型四重極質量分析計の賃貸借仕様書による。

## 3 契約期間

令和三年七月一日から令和十年六月三十日まで

ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の途中において当該契約を解除することがある。

## 4 納入場所

青森県環境保健センター（青森市東造道一丁目一の一）

## 二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成十一年六月三十日施行）第五で規定する競争入札参加資格者名簿に登録され、事務用品、薬品・理学機器又はその他のAの特級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

## 三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部保健衛生課食品衛生グループ

電話 〇一七―七三四―九二一四

## 2 入札書の提出期限

令和三年五月十七日 午後五時

## 3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟二階B会議室

令和三年五月十八日 午後一時三十分

## 四 入札保証金及び契約保証金に関する事項

## 1 入札保証金

青森県財務規則第三百二十二条の規定による。

ただし、青森県財務規則第三百二十二条第一項に規定する競争入札に参加する者の見積もる金額は、初年度の契約金額とする。

## 2 契約保証金

青森県財務規則第五百五十九条の規定による。

(一) 契約期間中初年度の契約金額（翌年度以降の各年度においては各年度の契約金額）の百分の五以上の契約保証金を納付し、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証契約を締結したとき。

イ 過去二年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって契約し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(二) アに記載する契約保証金の免除要件その他については、翌年度以降における各年度の契約金額についても同様であること。

五 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

六 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、七の三の規定により落札対象とする者を落札者とする。

七 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書等を入札書の提出期限までに青森県健康福祉部保健衛生課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書等の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならぬ。

(二) 入札に参加を希望する者は、入札説明書に基づき製作仕様書を作成し、これを入札書の提出期限までに青森県健康福祉部保健衛生課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応ずるとともに、必要な場合には、当該製作仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

賃貸借物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の(二)の製作仕様書等に係る入札書のみ落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち九か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Service required :

Leasing of High-Pressure Liquid Chromatography Tandem Mass Spectrometer

2 Period of Lease :

From July 1,2021 through June 30,2028

3 Time limit for tender :

By 5:00 p.m.on May 17,2021

4 Contact point :

Health and Sanitation Division  
Department of Health and Welfare  
Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City,Aomori 030-8570

JAPAN

TEL : 017-734-9214

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアドゥ

八戸市沼館四丁目七の一・二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 八戸臨海開発株式会社

八戸市沼館四丁目七の一・二

代表取締役 井上郁夫

2 福田アセット&サービス株式会社

新潟県新潟市中央区西堀通二番町七七八

三 代表取締役 樋口孝夫  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 亀井淳	株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 三枝富博	平成 二九・三・一
株式会社カルチュエ・イケダ 東京都八王子市八日町一の二 代表取締役 熊沢真	株式会社くまざわ書店 東京都八王子市八日町一の二 代表取締役 熊沢真	二五・七・五
株式会社玉屋眼鏡店 八戸市大字十三日町二六の二 代表取締役 松橋長英	株式会社玉屋眼鏡店 八戸市大字十三日町二六の二 代表取締役 松橋寿照	二六・六・二〇
カトリア株式会社 秋田県秋田市山王沼田町二の一 代表取締役 長谷川利夫	変更なし	
株式会社キング 京都府京都市下京区東塩小路高倉 町二の一 代表取締役 山田幸雄	株式会社キング 京都府京都市下京区東塩小路高倉 町二の一 代表取締役 長嶋希吉	平成 三〇・六・二八
有限会社ほわいとあつぷる 弘前市大字駅前二丁目二の一 代表取締役 小笠原新一	有限会社ほわいとあつぷる 弘前市大字駅前二丁目一の一七 代表取締役 小笠原新一	三〇・二・二五
株式会社ブラザクリエイト 東京都中央区晴海一丁目八の一〇 代表取締役 大島康広	変更なし	
株式会社モリタ 八戸市大字三日町一四の一 代表取締役 盛田明	株式会社盛田 八戸市大字三日町一四の一 代表取締役 盛田明	平成 二九・八・三
株式会社橋文 八戸市卸センター一丁目九の一 代表取締役 橋本博文	変更なし	
株式会社クロックワークホール 東京都杉並区西荻北二丁目二八の七 代表取締役 平野信之	令和 元・六・六	

株式会社ファイブフォックス 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目六〇 の七 代表取締役 上田稔夫	株式会社ファイブフォックス 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目一三 の二 代表取締役 上田稔夫	二・三・二四
ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目七の三五 代表取締役 諸橋友良	変更なし	
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	変更なし	
日本トイザラス株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町一三一 〇 ミューザ川崎セントラルタ ワー二五階・二六階 代表取締役 モニカ・メルツ	日本トイザラス株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町一三一 〇 ミューザ川崎セントラルタ ワー二五階・二六階 代表取締役 アンドレ・アー チー・ジエイブス	平成 三・四・三五
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町一の一 代表取締役 山田昇	株式会社ヤマダデンキ 群馬県高崎市栄町一の一 代表取締役 三嶋恒夫	令和 二・〇・一
有限会社石橋ガラス工房 八戸市大字是川字金ヶ坂一八の九 代表取締役 石橋忠三郎	変更なし	
株式会社モンディアル 東京都杉並区阿佐ヶ谷南三丁目三 七の一 代表取締役 大森ビル四階 高橋廣	令和 三・二・二四	
株式会社新星堂 東京都杉並区上荻一丁目二三の一 七 代表取締役 砂田浩孝	三・二・二四	
有限会社セアマン 秋田県秋田市中通二丁目八の一 代表取締役 伊藤博	平成 三・四・二〇	
株式会社パレモ 愛知県稲沢市天池五反田町一 代表取締役 小田保則	令和 三・二・二四	

有限会社ホット秀明  
三戸郡階上町大字角柄折字沼一の  
四 代表取締役 亀井茂

元・五・二〇

四 届出年月日

令和三年三月二十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和三年四月七日から同年八月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和三年八月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアドゥ

八戸市沼館四丁目七の一一二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 八戸臨海開発株式会社

八戸市沼館四丁目七の一一二

代表取締役 井上郁夫

2 福田アセット&サービス株式会社

新潟県新潟市中央区西堀通二番町七七八

代表取締役 樋口孝夫

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の設置に関する事項	二、一、二九台 (位置は、届出書添付図面のとお)	一、七〇三台 (位置は、届出書添付図面のとお)	令和 三・二・三

四 届出年月日

令和三年三月二十二日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和三年四月七日から同年八月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年八月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、高田地区の県営土地改良事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和三年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年四月八日から同年五月十一日まで

三 縦覧の場所

田舎館村役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、宮野沢浦島地区の県営土地改良事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和三年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年四月八日から同年五月十一日まで

三 縦覧の場所

中泊町役場

~~~~~

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、薄市飛石地区の県営土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和三年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年四月八日から同年五月十一日まで

三 縦覧の場所

中泊町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、今泉神山地区の県営土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和三年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年四月八日から同年五月十一日まで

三 縦覧の場所

中泊町役場

都市計画事業の認可

むつ都市計画事業の認可について、令和三年三月二十九日東北地方整備局告示第八十九号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

令和三年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

むつ都市計画道路事業（一・五・一号むつ横浜線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 取用の部分

青森県むつ市大字中野沢字畑沢野、上北郡横浜町字林尻、字川太郎川目、字下苗代川目、字夷ヶ沢平、字大豆田、字家ノ前川目、字鶏ヶ唄、字上田ノ沢、字中田ノ沢、字中権名木、字林ノ後、字林ノ脇及び字太郎須田地内

2 使用の部分  
青森県むつ市大字中野沢字畑沢野、上北郡横浜町字林尻、字川太郎川目、字下苗代川目、字夷ヶ沢平、字大豆田、字家ノ前川目、字鶏ヶ唄、字上田ノ沢、字中田ノ沢、字中権名木及び字林ノ後地内

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円